

平成27年（行ウ）第15号，同第20号，同第25号
年金額減額処分取消請求事件

原 告 八木靖彦 ほか649名

被 告 国

平成27年11月10日付け求釈明申立書に対する回答

平成28年1月8日

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

被告国指定代理人

川 村 明 伸



畑 田 博



角 花 真 信



岡 野 和 薫



日向寺 裕芽子



石 毛 雅 之



内 海 淳 二



中 利 也



高 山 裕 一



渡 邊 憲 一 郎



八	卷	純	一	
篠	田	豊		
最	上	亮		
林		徹		
宗	得	貴	之	
岡		勇	輝	
佐	藤	謙	一	
佐久間	裕	樹		
小	杉	光	恵	
畑	中	正	視	
松	永	潔	文	
服	部	順	一	
宮曾根	史	生		

目 次

第1 基礎年金制度と憲法25条について	5
1 「1 老齢基礎年金の年金額について、『高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うもの』の意味するところについて、具体的に明らかにするとともに、5万円という金額を定めた根拠について明らかにされたい。」について	5
2 「2 老齢基礎年金の年金額と生活保護の生活扶助基準額との関係について明らかにされたい。」について	7
第2 物価スライド特例法の趣旨について	8
1 「1 物価スライド特例法の立法趣旨（立法事実）について具体的に明らかにされたい。」について	8
2 「2 平成12年特例法には定められていない『附則2条』が、平成13年及び同14年特例法に定められた経緯、立法趣旨（立法事実）を明らかにされたい。」について	9
3 「3 平成13年及び同14年特例法附則2条と平成16年改正法及び平成24年改正法との関係について明らかにされたい。」について	10
4 「4 平成13年及び同14年特例法附則2条において、特例水準を解消することが予定されていたとする主張の根拠について明らかにされたい。」について	10
第3 マクロ経済スライドと「年金の実質的価値の維持」の関係	12
第4 特例水準解消の必要性について	15
1 「1 特例水準の解消とマクロ経済スライドの発動との論理的関係、すなわち、なぜ特例水準を解消しないとマクロ経済スライドを発動できないのか、その理由を明らかにされたい。」について	15
2 「2 特例水準の解消と現役世代の年金保険料との関係について明らかにされたい。」及び「3 特例水準が続くことで、なぜ将来世代の年金給付に当てられるはずであった財源が、今の高齢世代の年金給付に当てられることになる	

- のか、さらに、それによってなぜ将来世代の年金給付水準の低下を招くことになるのか、具体的に説明されたい。」について17
- 3 「4 年金の実額を削減してまで、平成25年から平成27年の3年間で特例水準を解消しなければならなかった具体的な必要性について明らかにされたい。」について18
- 4 「5 平成24年改正時において、平成16年改正法による制度枠組みの変更を検討したか否かにつき明らかにされるとともに、検討した場合、どのような制度を検討し、なぜその制度を導入しなかったのかについても説明されたい。」について18

被告は、本書面において、原告らの平成27年11月10日付け求釈明申立書に対し、次のとおり回答する。

第1 基礎年金制度と憲法25条について

- 1 「1 老齢基礎年金の年金額について、『高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うもの』の意味するところについて、具体的に明らかにするとともに、5万円という金額を定めた根拠について明らかにされたい。」
について

昭和60年改正法において導入された基礎年金制度において、当時の年金額水準については、乙第1号証の吉原政府委員（厚生省年金局長）の答弁にあるとおり、老後の生活の基礎的部分を保障する額として設定したものである。これをふえんすると、公的年金は老後の生活の所得保障の柱であり、老後の生活の確かな支えとならなければならない。しかし、公的年金は、老後の生活の全部を支えるものでもない。働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも、基礎年金は、公的年金の全部ではなく、いわゆる「1階部分」の年金であり、給与所得者のみならず自営業者にも共通する年金である。このような考えから、次の各調査結果を総合的に考慮して、老後の生活の「基礎的部分」の保障として、5万円という金額を定めたものである（乙第17号証44ないし48ページ、552ページ第83表：吉原健二著「新年金法」）。

第1に、総理府統計局（当時）が5年ごとに行う「全国消費実態調査」における消費支出のうち、食料費、住居費、光熱費、被服費を生活費の中の基礎的な費目と捉え、これらの費目の合計（以下「基礎的支出」という。）をもって、上記5万円という金額を算定する際を目安の一つとした（消費支出から雑費を除いたものを基礎的支出とするもので、雑費の内訳は教養娯楽費、交通通信費、保健医療費、交際費などである。乙第17号証46ページ第4

－ 2 表注 1 及び 2 参照：吉原健二著「新年金法」。

具体的には、「昭和 54 年全国消費実態調査」に基づき、65 歳無業単身者について基礎的支出の額を求めると、4 万 0 6 8 5 円となる（昭和 54 年全国消費者実態踏査報告。乙第 18 号証 102 ページ第 23 表）。この額に昭和 55 年度から 58 年度までの物価指数の上昇分である 17% を乗じて昭和 59 年度の推計額を求めると、4 万 7 6 0 1 円となる（なお、同金額の消費支出額全体における割合は、56.1%）。

また、これを夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の老人夫婦二人世帯で見ると、昭和 54 年度の消費支出総額は、13 万 2 5 7 8 円であり、これに 17% を乗じた昭和 59 年度の推計額は 15 万 5 1 1 6 円となる。ここから基礎的支出の額を算定すると、昭和 54 年度は 7 万 1 5 6 7 円となることから、これに 17% を乗じた昭和 59 年度の推計額は 8 万 3 7 3 3 円となる（昭和 54 年全国消費者実態踏査報告。乙第 18 号証 90, 91 ページ第 18 表）（なお、同金額の消費支出額全体における割合は、54.0%）。

このような数字を踏まえると、昭和 59 年度の価格で、単身 5 万円、夫婦 10 万円という金額は、老後の生活費の基礎的部分と雑費の一部は十分賄うことができると考えられた。

第 2 に、昭和 58 年の総理府の家計調査に基づき、基礎的支出の額を算出すると、二人世帯の消費支出額は、雑費を除き勤労者世帯が月額約 10 万 9 8 0 0 円、一般世帯が月額約 9 万 5 6 0 0 円であり、世帯主が無職である世帯は 8 万 6 6 0 0 円程度と推計された。また、同じ年の農林水産省の農家経済調査に基づき基礎的支出の額を算出すると、農家の家計費は雑費を除き二人世帯で月額 10 万 5 0 0 0 円、単身世帯で月額 5 万 8 3 0 0 円程度と推計された。

第 3 に、昭和 59 年の厚生省（当時）の国民生活実態調査によれば、全国の高齢者世帯の一世帯当たりの平均所得金額は、年額 210 万 8 0 0 0 円（平均世帯人員 1.53 人）であり、基礎年金を 5 万円とした場合の水準（単身

で年60万円、夫婦で年120万円)は、所得の面から見ても、おおむね老後の所得の半分程度は保障し得るものと考えられた。

第4に、厚生省(当時)年金局「21世紀の年金に関する有識者調査結果」においても、国民年金の望ましい給付水準について、夫婦で「月額10万円程度」というのが42.5%で最も多かった。

このような各調査結果を総合的に考慮し、老後の生活の基礎的部分を保障する額として、基礎年金額を5万円と設定したものである。

2 「2 老齢基礎年金の年金額と生活保護の生活扶助基準額との関係について明らかにされたい。」について

生活保護は、「憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」を目的とする制度である(生活保護法1条)。すなわち、生活保護は、原因のいかんを問わず、利用しうる資産、収入その他あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持することができない場合に、厳格な資力調査等を経て、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から稼得収入等を差し引いた額を支給するものである。

一方、国民年金制度は、同じく憲法25条(2項)に規定する理念に基づくものではあるものの、「老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与すること」が目的の制度である(国年法1条)。これは、老後等における生活の有力な支えになるよう一定の条件に該当する場合にあらかじめ決められた給付が一律に支給されるものであり(乙第17号証50ページ)、原則として、所得や資産の有無にかかわらず、保険料の納付実績に応じた給付が権利として保障される制度である。

このように、現役時代からの備えと組み合わせて老後生活の安心を確保することを目的とする年金制度と、自らの資力や備えが乏しい者への最低限度の生

活保障を目的とする生活保護とは、その制度の役割や仕組みが大きく異なっている。したがって、その給付水準について単純に比較することはできないのであるから、基礎年金額が生活扶助基準額との間に直接の関係はない。

なお、生活保護と年金制度の仕組みが異なるため、その給付水準について単純に比較することができない以上、基礎年金額が生活扶助基準額を直接考慮して定められていないことについては、当不当の問題は生じない。

第2 物価スライド特例法の趣旨について

1 「1 物価スライド特例法の立法趣旨（立法事実）について具体的に明らかにされたい。」について

平成12年度の物価スライド特例法案の国会審議において、丹羽厚生大臣（当時）は同法案の提案理由として、「平成11年の年平均の全国消費者物価指数が平成10年に比べ0.3%の下落となったことから、国民年金法などの規定に基づくと、平成12年度においてはこれに応じた減額改定を行うこととなりますが、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年度における特例措置として、公的年金及び各種手当などの額を平成11年度と同額に据え置くこととし、この法律案を提出した次第でございます。」（平成12年3月24日衆議院厚生委員会。乙第19号証3ページ）と発言しているとおおり、同法案の立法趣旨は「現下の社会経済情勢にかんがみ、特例措置として、公的年金等の額を据え置くこと」にある。そして、平成13年度及び平成14年度の物価スライド特例法案の国会審議においても提案理由として当時の厚生労働大臣は同旨の発言を行っている（平成13年2月28日衆議院厚生労働委員会〔乙第20号証26ページ〕、平成14年3月15日衆議院厚生労働委員会〔乙第21号証5ページ〕）。

上記趣旨については、平成14年の国会審議において、宮路厚生労働副大臣（当時）が、より具体的に「御案内のような経済情勢、家計も大変苦境に立たされておる、可処分所得もむしろ減少ぎみであると、そういう中であっ

て、現在のデフレ状況を1日も早くまた脱却するというようなそういう経済対策面も考慮しますときに、こうした法律にのっとったスライド制を回避させていただいた、いただくことにしたと、こういう総合的な判断の結果である」(平成14年3月19日参議院厚生労働委員会〔乙第22号証34ページ〕)と発言しているとおりである。

2 「2 平成12年特例法には定められていない『附則2条』が、平成13年及び同14年特例法に定められた経緯、立法趣旨(立法事実)を明らかにされたい。」について

平成12年度の物価スライド特例法によって年金額を据え置いた特例措置は、丹羽厚生大臣(当時)が「今回の物価スライド特例法案は、政府として景気対策を最優先に取り組んでおるわけでございますが、年金の引き下げによります影響も十分に考慮いたしまして、ぎりぎりの判断として平成12年度限りの特例として提出したものでございます。」と答弁しているように、飽くまでも平成12年度限りの特例措置を想定していた(平成12年3月30日衆議院厚生委員会〔乙第23号証13ページ〕)。しかしながら、平成12年平均の物価指数は前年平均より0.7%下落していたことから、国年法等の規定に従えば、平成13年度の年金額は平成12年度の物価スライド特例法により据え置いた0.3%を合わせた1.0%の減額改定とされることとなるはずであった(平成16年改正法による改正前の国年法16条の2、厚年法34条)。そのため、平成13年度の年金額についても、特例措置を講じるか否かについての検討が行われ、その結果、物価指数の下落が2年連続となり、2年間の下落幅も1.0%と大きくなっていることから、平成13年度の年金額について改めて特例措置を講じることとした。もっとも、その場合、初めて2年連続で特例措置を講じること、また、特例措置を講じる改定幅も大きくなっていることから、年金財政に対する何らかの配慮が必要との判断により、附則2条に検討規定を設けたものである(平成13年3月27日参議院厚生労働委員会。乙第24号証13ページ)。

そして、平成14年度も物価指数が0.7%下落したことにより、物価スライド特例法の立法措置を講じたが、平成13年度と同趣旨により附則2条を設けたものである。

このように、平成12年度の物価スライド特例法では検討規定を設けていないのは、上記のとおり、飽くまでも平成12年度限りの特例措置として想定されていたためである。

3 「3 平成13年及び同14年特例法附則2条と平成16年改正法及び平成24年改正法との関係について明らかにされたい。」について

物価スライド特例法附則2条では、平成13年度（14年度）以降に初めて行われる財政再計算までに所要の措置を講じることとされている。これを受けて、平成13年（平成14年）以降に初めて行われる財政再計算の時期である平成16年に、平成16年改正法が制定され、同法附則7条において、特例水準の解消の措置について規定されたものである。

そして、被告の平成27年8月31日付け第1準備書面（以下「被告第1準備書面」という。）第2の5(3)イ（24ないし27ページ）及び第3の1(2)ウ（31ページ）のとおり、平成16年改正法によって特例水準の解消を図ることとしていたところ、その後の経済情勢等により、平成16年改正法による特例水準の解消は十分に機能しなかった。そこで、平成24年改正法では、将来世代の給付を今の受給世代に回していることとなる特例水準を計画的に解消することにより、将来にわたって年金水準を確保し、世代間の公平を図り、もって、年金制度の持続可能性の確保を図ったものである。

4 「4 平成13年及び同14年特例法附則2条において、特例水準を解消することが予定されていたとする主張の根拠について明らかにされたい。」について

そもそも、特例法として措置する以上、特例水準は特例的な措置として考えられたものであり、将来、特例水準が解消されることが当然の前提となっていたものである。その上で、物価スライド特例法附則2条では、念のため「額の

改定の措置を、平成12年度に引き続き、平成13年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」などと規定しているのである。

そして、物価スライド特例法附則2条中、「額の改定の措置を行わなかったことにより、財政に与える影響」とあるのは、国年法等の規定どおりに物価スライドによる年金額改定を行わなかったことにより、本来水準より高い年金額が給付されることで、年金財政に与える影響のことをいう。より具体的には、上記のような本来水準より高い年金額が支給されることで、年金財政の悪化を招き、後世代への負担の先送りになり、将来の保険料水準にも影響を及ぼしかねないような事態を想定したものであり、このような場合には、必要な対処することを定めたものである。また同条中、「当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い」とあるのは、老齢基礎年金や老齢厚生年金の額や物価スライドの規定そのもの見直しについて検討を行うことを規定したものである。

なお、平成7年においても物価指数が0.1%下落したものの、平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成8年法律第29号。以下「平成8年度物価スライド特例法」という。乙第25号証126, 127ページ）を制定し、平成8年度の年金額については、減額改定を行わない措置を講じた。ただし、平成8年度物価スライド特例法においては、物価スライド特例法附則2条のような検討規定は設けられていない。そして、平成8年の物価指数は0.1%上昇したことにより、平成9年度の年金額は、前年の0.1%の減額を据え置いた分と相殺とし、年金額改定を行わなかった（乙第26号証：厚生年金保険・国民年金事業年報平成25年度（厚生労働省年金局）487ページ）。このように、平成8年度物価スライド特例法の附則には、物価スライド特例法附則2条のような検討規定を設けてはいなかったが、翌年の年金額改定の際に特例措置分は解消されており、物価スライド特例法に

よる年金額については、検討規定の有無にかかわらず、本来法律が予定している本来水準へ調整されることが想定されていたものである。

第3 マクロ経済スライドと「年金の実質的価値の維持」の関係

「1 物価スライド制の目的として主張されている『年金の実質的価値の維持』の要請は、マクロ経済スライドのもとでは放棄されたものと考えてよいか。」及び「2 報酬比例部分だけでなく、基礎年金部分についてまでマクロ経済スライドを適用した理由について説明されたい。」について

平成16年改正法案の立案に当たっては、「年金改革の骨格に関する方向性と論点（平成14年12月，厚生労働省）」において、平成16年の年金改革の基本的視点として、次の5点が挙げられている（乙第27号証4，5ページ）。

- ・ 若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対する不安感，不信感を解消すること
- ・ 少子化の進行等の社会経済情勢の変動に対し，柔軟に対応でき，しかも恒久的に安定した年金制度とすること
- ・ 給付水準と現役世代の保険料負担とのバランスがとれた年金制度とすること
- ・ 現役世代が将来の自分の給付を実感できる分かりやすい年金制度とすること
- ・ 少子化，女性の社会進出，就業形態の多様化等の社会経済の変化に対して的確に対応できる年金制度とすること

その後，関係審議会等での議論を踏まえ，平成15年11月17日に「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて（厚生労働省案）」（乙第28号証3ページ）が公表された。この中で制度改正に当たっての基本的な考え方として，社会経済情勢と調和した持続可能な公的年金制度を構築することとされた。その具体的内容として，次の考え方が採用された。

- ・ 将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう配慮し，世代間・世

代内の公平の観点から、給付と負担の見直しを行う。

- ・ また、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない持続的な制度となるよう、人口、社会経済の変動に柔軟に対応でき、安定して運営される仕組みを目指した改正とする。
- ・ 併せて、年金の負担や給付が社会全体に与える影響等も考慮し、社会経済との調和に配慮する。

そして、保険料（率）については、これまで5年ごとの財政再計算の際に、少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持した場合に、保険料（率）をどこまで引き上げなければならないかが計算されてきた（給付水準維持方式）。その結果として、若い世代にとっては将来の給付水準も保険料水準も見通しにくいものとなり、年金制度に対する不安につながっているとの意見が強まることとなった。

また、平成14年に公表された「日本の将来推計人口（平成14年1月）」では、従来の推計を上回り少子高齢化が一層進行することが予想された（乙第29号証：日本の将来推計人口（平成14年1月推計）の概要（平成14年1月30日第5回社会保障審議会資料））。そして、上記推計を基に、合計特殊出生率を1.39（中位推計）と仮定して現在の給付水準を維持しつつ保険料の引上げで対応することとした場合、平成11年度の保険料（率）は、国民年金が月額1万3300円、厚生年金が13.58%であったのに対し、最終的な保険料（率）は、基礎年金の国庫負担割合を3分の1のままとした場合、国民年金が月額2万9300円、厚生年金が26.2%まで上昇し、基礎年金の国庫負担割合を2分の1まで引き上げた場合でも、国民年金が月額2万0500円、厚生年金が23.1%まで上昇するものと試算され、将来の現役世代の更なる保険料負担が見込まれた（乙第27号証25ページ）。

そのため、平成16年の制度改正では、将来の現役世代の過重な負担を回避するため、最終的な保険料水準を法律で規定し、年金制度を支える力である社会全体の所得や賃金の変動に応じて、時間をかけて緩やかに給付水準を自動的

に調整する仕組みである「保険料水準固定方式」が採用された。

上記方式を採用したことを踏まえ、平成16年改正法においては、被告第1準備書面第2の5(2)(21, 22ページ)でも述べたとおり、次のような給付と負担の見直しを行った。

- ・ 最終的な保険料水準を法律上固定（国民年金保険料1万6900円，厚生年金保険料率18.3%）
- ・ 基礎年金給付に要する費用に対する国庫負担の割合をそれまでの3分の1から2分の1に引き上げ
- ・ 積立金についても，おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度を保有する状態となるよう，計画的に活用し，後世代の給付に充てる
- ・ 現役人口の減少と平均余命の伸びというマクロの指標に応じて，給付水準を自動的に調整する仕組みであるマクロ経済スライドの導入

以上のとおり，年金制度に対する現役世代の不安感や不公平感等を解消し，社会保障である年金制度の持続可能性を確保するため，まず，将来の保険料水準を固定することとされた。その結果，長期的な保険料収入が固定されるため，固定された保険料収入の範囲内で給付を行うことができるような給付水準に調整する仕組みが必要となった。特に，今後，少子化の影響により，年金制度を支える現役世代の人数（被保険者数）が減少していくことから，この支え手である被保険者の減少分を年金額の改定率（スライド率）から減じることにより，年金制度を支える力の変動に応じた給付水準の調整を行い，また，平均余命の伸びにより，給付に要する費用も増大することが見込まれることから，平均余命の伸び率分も年金額の改定率から減じることにより給付水準を調整する仕組みが必要となった。このような仕組みとしてマクロ経済スライドが導入され，最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間，マクロ経済スライドによる調整を適用することとされた。

従来，年金の実質的価値の維持のため，年金額は物価や賃金が上がれば，そ

の分増額する仕組みが採られていた。他方、マクロ経済スライドによる調整を行っている間は、賃金・物価の上昇分ほど年金額は上昇しない。そのため、マクロ経済スライドによる調整を行っている間は、完全には賃金・物価分が年金額に反映されていないという意味において、実質的価値は維持されていない。しかしながら、これは、上記のとおり、現在の高齢世代の生活の安定にも配慮しつつ、現在の高齢世代と将来世代とのバランスをとり、将来世代の給付水準を確保し、もって社会保障である年金制度の持続可能性を確保することを優先課題とした結果である。

また、上記のとおり、平成16年改正では、基礎年金もマクロ経済スライドによる調整の対象としているが、これは、国民年金制度についても、少子高齢化が進む中、現在の高齢世代の生活の安定にも配慮しつつ、現在の高齢世代と将来世代とのバランスをとり、将来世代の給付水準を確保し、もって社会保障である年金制度の持続可能性を確保するため、国民年金保険料の水準を将来的に固定することとし、そのことの帰結として、長期的な収支を成り立たせるためにもマクロ経済スライドによる調整を行うことが必要不可欠であることによるものである。

第4 特例水準解消の必要性について

- 1 「1 特例水準の解消とマクロ経済スライドの発動との論理的関係、すなわち、なぜ特例水準を解消しないとマクロ経済スライドを発動できないのか、その理由を明らかにされたい。」について

被告は、被告第1準備書面第2の5(3)イ(24ないし27ページ)において、「特例水準が解消されないことで、年金制度の長期的な持続可能性を担保するために必要なマクロ経済スライドの調整も発動しないこととなる」旨主張した。これは、同ア(22ないし24ページ)で述べたとおり、平成16年改正法において、特例水準が解消されるまではマクロ経済スライドを適用しないものと規定されたことに基づいて主張したにすぎない(平成16年改正法附則

12条。乙第13号証67, 68ページ。)

平成16年改正法において、上記規定が設けられた趣旨は、被告第1準備書面第2の5(3)ア(22ないし24ページ)で述べたとおりであるが、以下、この点をふえんして説明する。

まず、マクロ経済スライドは、被告第1準備書面第2の5(2)図1(22ページ)で図解したとおり、年金財政の均衡が図られるまでの間、物価(賃金)が上昇し、物価スライドに従えば年金額が上昇する場合に、調整率分を調整した年金額を支給するものである。

ここで、仮に特例水準解消前の本来水準の年金額にマクロ経済スライドによる調整を行った場合、物価(賃金)が上昇してもスライド調整率分だけ、物価(賃金)上昇分が年金額に反映されないため、その分特例水準との差が縮まらないこととなり、特例水準の解消に長時間要することとなる。

例えば、仮に平成16年改正法施行以降、賃金及び物価の上昇率が各1.0%、スライド調整率が0.9%として継続していた場合で、かつ、同法附則12条の規定によりマクロ経済スライドによる調整が行われなかった場合、2年間で、平成16年当時存在した本来水準と特例水準との1.7%の差は解消されていたこととなる(ただし、現実には、そこまで賃金及び物価が上昇しなかったため、特例水準の解消には至らなかったことは、被告第1準備書面第2の5(3)イ(24ないし27ページ)で述べたとおりである。)

これに対し、上記条件で、特例水準解消前に本来水準の年金額にマクロ経済スライドによる調整が行われた場合、賃金及び物価上昇率1.0%からスライド調整率0.9%を控除することになるため、本来水準は0.1%の上昇となる。そうすると、毎年、本来水準と特例水準解消の差は0.1%しか解消されないことから、特例水準の解消に17年必要となり、長期間にわたって特例水準という本来法律が予定している以上の給付が行われることになる。その結果、年金財政の悪化を招き、マクロ経済スライドの適用が長期化することとなる。そして、特例水準という、本来水準よりも高い年金給付のために必要な保険料

を負担している現役世代が、将来年金給付を受け取る時点で、なお、マクロ経済スライドによって所得代替率（平成16年改正法附則2条1項に規定する比率をいう。簡単にいうと、現役世代の手取り収入額に対する65歳に達した時点で給付される年金額の割合のことをいう。）が低下した水準の年金給付しか受けられず、世代間の公平を欠くこととなりかねないのである。

このように、特例水準を解消しないままマクロ経済スライドの適用を開始した場合、結果として、マクロ経済スライドの適用が長期化し、将来世代の年金給付水準が低下することとなり、それにより、年金制度の持続可能性を損なう結果となりかねない。そのため、平成16年改正法においては、特例水準が解消されるまでは、マクロ経済スライドを適用しないものと規定されたのである。

2 「2 特例水準の解消と現役世代の年金保険料との関係について明らかにされたい。」及び「3 特例水準が続くことで、なぜ将来世代の年金給付に当てられるはずであった財源が、今の高齢世代の年金給付に当てられることになるのか、さらに、それによってなぜ将来世代の年金給付水準の低下を招くことになるのか、具体的に説明されたい。」について

我が国の年金制度の財政方式は、制度に加入している現役世代（被保険者）が負担する保険料を財源として、仕送りのようにその時の高齢者等の年金給付に充てる、世代と世代の支え合いである「賦課方式」を原則としつつ、その上で一定の積立金を保有し、その運用収益等についても給付に活用し、また、基礎年金の給付費については国庫負担も充てている。

上記第3のとおり、平成16年改正法では、「保険料水準固定方式」を採用し、最終的な保険料水準を法律で規定し、時間をかけて緩やかに給付水準を自動的に調整するマクロ経済スライドの仕組みを設け、将来の現役世代の過重な負担を回避することとした。そして、将来の保険料水準を固定したことにより、長期的な保険料収入についても固定されることになるため、給付についても、固定された保険料収入、積立金及び国庫負担の範囲内で賄うこととなる。したがって、現在の受給者に高い水準の年金を支給し続けた場合には、長期的な給

付と負担のバランスを欠き、将来の受給者の給付を賄うための財源は減少することから、将来世代の給付水準を下げる必要がある。

以上のように、本来水準と特例水準の差額分については、将来世代が将来に本来受給すべき年金給付の財源を充てていることから、その分についても、更にマクロ経済スライドによる年金額調整を行う必要が生じることとなり、仮に特例水準の解消を図らない場合には当該調整期間が長期化することから、その分将来世代の給付水準は下がることになる。

3 「4 年金の実額を削減してまで、平成25年から平成27年の3年間で特例水準を解消しなければならなかった具体的な必要性について明らかにされたい。」について

上記2で述べたとおり、特例水準については、将来世代の受給者の給付水準の確保のためにも、早期の解消が必要であった。他方で、特例水準を一度に引き下げて本来水準の年金額にした場合、年金受給者の生活に大きな影響が及ぶことは否定できないため、3回に分けて段階的に解消することとした。なお、具体的な解消時期については、平成24年改正法成立後に社会保険オンラインシステムのプログラム修正等の年金額改定に必要な準備作業が一定期間必要なため、平成25年10月から3回に分けて行ったものである。

4 「5 平成24年改正時において、平成16年改正法による制度枠組みの変更を検討したか否かにつき明らかにされるとともに、検討した場合、どのような制度を検討し、なぜその制度を導入しなかったのかについても説明されたい。」について

平成24年当時、国は急速な少子高齢化が進む中、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を構築し、次世代に安定的に引渡していくためにも、社会保障の充実・安定化のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を図るため、いわゆる「社会保障・税の一体改革」を進めていた。「社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）」では、社会保障改革及び税制抜本改革の方向性が示され、年金制度についても改革項目と工程が示された。

具体的には、「所得比例年金」及び「最低保障年金」の組合せからなる新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会に法案を提出するとされた（乙第30号証16，17ページ）。

また、新しい年金制度の創設までには、一定時間を要し、また、新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるまで相当期間が必要であり、その間は新制度と旧（現行）制度の両方から年金が支給されることになるから、現行制度についても改善を図ることとした。具体的には、基礎年金の国庫負担2分の1の恒久化、受給資格期間の短縮等の最低保障機能の強化、高所得者の年金給付の見直し、物価スライド特例分の解消等について、平成24年通常国会に法案を提出するものとした（乙第30号証17ないし21ページ）

これらの現行制度の改革項目については、一部については引き続き検討となったものの、平成24年通常国会に法案を提出し、年金を含む社会保障・税一体改革関連法案の審議が行われた。その審議過程において、民主党、自由民主党及び公明党の3党の間で、これら法案についての修正協議が行われ、法案の修正等を行うことで合意し、社会保障・税一体改革関連法案は、平成24年通常国会及び臨時国会で成立した。そして、上記法案の1つである社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号，乙第31号証104，105ページ）では、基本的な考え方として「年金，医療及び介護においては，社会保険制度を基本」（同法2条3号）にすることとされ，また，同法で規定した社会保障改革の基本方針に基づき，社会保障制度改革国民会議で審議することとされた（同法9条）。

なお，平成25年8月に作成された同会議の報告書では，年金分野については，社会保障・税一体改革の到達点や課題についてまとめられ（乙第32号証39ないし46ページ），これを踏まえて，平成25年12月，当面の課題を明らかにした「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号，乙第33号証90ないし93ページ）

が成立した。上記法律では、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、国年法等の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しについて、必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

以 上